

平成25年度 事務事業評価シート

事業概要	事務事業名	子ども医療扶助事業				担当部	健康福祉部				
	会計区分	一般会計		事業類型	一般	担当課	保険年金課				
	事業期間	平成12年度以前		～	平成30年度以降		担当係	医療係			
	総合計画 分野別計画	主目的	3 保健福祉	11 地域医療	5 国民健康保険事業・公費助成医療の適正な運営を図る						
		副目的	12-3								
	予算区分	款	3	項	1	目	3	大	3	中	1
	根拠法令・個別計画	小牧市医療費の支給に関する条例									
	目的 (対象をどの様な状態にするのか)	子どもを安心して産み育てやすい環境整備の一環として、中学校3年生までの子どもの医療費の保険診療に係る自己負担分を助成することで、子どもが必要な医療を安心して受けられるようにするとともに、保護者の経済的負担の軽減を図る。									
	内容 (手段)	<p>小牧市に住所のある中学校3年生までの子どもに医療費受給者証を交付し受給者の資格管理を行った。県内医療機関(柔整、はり・灸等を含む)における保険診療は窓口で現金を支払うことなく、診療を受けることができ、県外医療機関での受診、コルセット等の補装具については、一旦立替払いをしてもらい、後で本人に返還することで、医療費の助成を行った。診療時の受給資格の有無などの資格確認や保険者との高額療養費の調整を行った。</p> <p>※小学校入学までの通院医療費及び中学校3年生までの入院医療費の保険診療に係る自己負担分の助成は県補助対象であり、県が1/2を補助する。 また、県補助対象の審査支払手数料についても県が1/2を補助する。</p> <p>直接経費の内訳(H24決算額) 758,897,051円 ・消耗品費(文具類) 85,333円 ・印刷製本費(返信用封筒等) 77,400円 ・通信運搬費(郵送料等) 20,000円 ・手数料(医療費算出・請求事務費) 15,948,468円 ・扶助費(医療費の助成金) 734,968,890円</p> <p>直接経費の内訳(H25予算額) 856,664,000円 ・消耗品費(文具類) 97,000円 ・印刷製本費(返信用封筒等) 97,000円 ・通信運搬費(郵送料等) 20,000円 ・手数料(医療費算出・請求事務費) 16,450,000円 ・扶助費(医療費の助成金) 840,000,000円</p>									
	受益者負担	無									

		単位	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25予算額	
コスト	直接経費	千円	708,208	763,179	751,100	856,664	
	正職員	従事者数	人	1.00	1.00	1.00	1.00
		人件費	千円	5,330	5,330	5,330	5,330
	その他職員	従事者数	人	0.90	0.90	1.00	1.00
		人件費	千円	1,359	1,359	1,904	1,521
	費用合計	千円	714,897	769,868	758,334	863,515	
	対前年比	%			107.6	98.5	113.8
財源	一般財源	千円	534,768	583,612	574,746	648,697	
	国・県支出金	千円	180,129	186,256	183,588	214,818	
	その他財源	千円	0	0	0	0	

業	活動指標名	単位		H22	H23	H24	H25
	績	受給者数	人	目標	—	—	—
実績				22,320	22,263	22,053	
業	受診件数	件	目標	—	—	—	—
			実績	340,284	356,259	354,087	
績	医療費助成額	円	目標	—	—	—	—
			実績	692,573,718	746,963,105	742,765,850	
業	成果指標名	単位		H22	H23	H24	H25
	一人当たりの助成額	円/人	目標	—	—	—	—
実績			31,029	33,552	33,681		
績	一件当たりの助成額	円/件	目標	—	—	—	—
			実績	2,035	2,097	2,098	

事業の自己評価	平成24年度の実施結果	事業の達成状況	受給者数・受診件数ともに微減となっており、少子化傾向の中、保護者の経済的負担が軽減され、子どもが安心して必要な医療を受けられている。				
		事業実施における課題	県の現状施策を前提として、当面、現状維持で事業を実施するが、今後、他市の制度も参考に、助成額の抑制・適正受診につなげるため、受益者負担のあり方について検討する必要がある。				
		事業を縮小・廃止したときの影響	中学校3年生までの入院医療費、小学校就学前までの通院医療費助成は、県の補助制度となっており、小学校1年生から中学校3年生までの通院医療費助成は市単独事業である。県内各市町村では、子育て世代の経済的支援として対象年齢を上げるなど市単独事業として年齢拡大を実施しており、事業を廃止・縮小することは対象家庭の経済的な負担を増加させ、市民サービスの低下となり、子どもが安心して必要な医療が受けづらくなる。				
	平成25年度の改善内容	25年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	ジェネリック希望シールを受給者証に貼るようPRを行い、医療費の削減への意識の向上と実際の医療費の縮減につなげていく。一部負担の導入については、県が一部負担を導入することを前提に検討していたが、県が導入しないことを決めたため、市としても当面は現行制度のまま実施する。				
平成26年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)				
	判定理由	県における福祉医療補助制度の見直しや近隣市町村の福祉医療制度の助成状況を勘案しながら事業を進めていく必要があるため、県の福祉医療補助制度が見直された場合は、それに応じて市の事業規模の変更を行う可能性もあるが、現段階では、県が現行制度の継続を決定したため維持と判断する。					
	26年度以降の改善案	引き続き、県の福祉医療補助制度の動向や近隣市町村の助成状況を注視し、将来的な事業内容の見直しを想定した研究を行なう。転入者への制度の周知や受給者の資格管理等を徹底し適正な医療費の助成を図っていく。					

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。